

第9期 五霞町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

概要版

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
五霞町

① 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから23年が経過し、全国でも介護サービスの利用者数は開始当初の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化を進めていく必要があります。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの構築を目指した令和7年を迎えるとともに、現役世代人口が減少する令和22年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。

② 計画の位置づけと計画期間

本計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本町における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を包括的に策定するものです。

「高齢者福祉計画」は、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

一体的に
策定

介護保険法
第117条
第6項

高齢者福祉計画

- ・高齢者施設に関する基本的方向や目標を設定
- ・その実現に向けて取り組むべき施策全般

介護保険事業計画

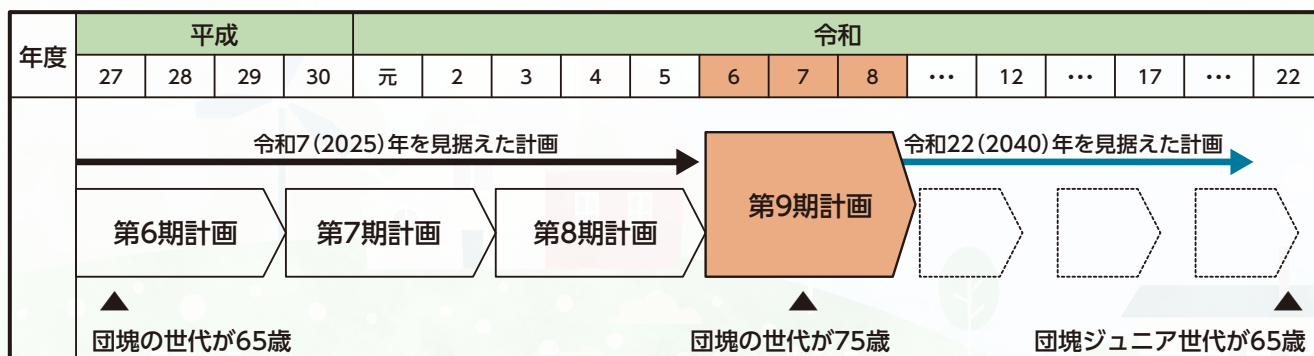
- ・介護保険の対象サービスごとに、サービスの見込み量を設定

介護保険料算定のための介護保険給付費予測

老人福祉法第20条の8

介護保険法第117条

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年の計画です。令和12(2030)年、令和22(2040)年までを見据えつつ、引き続き町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを進化・推進させるための計画と位置づけ、最終年度にあたる令和8年度には本計画を見直して第10期計画の策定を行います。



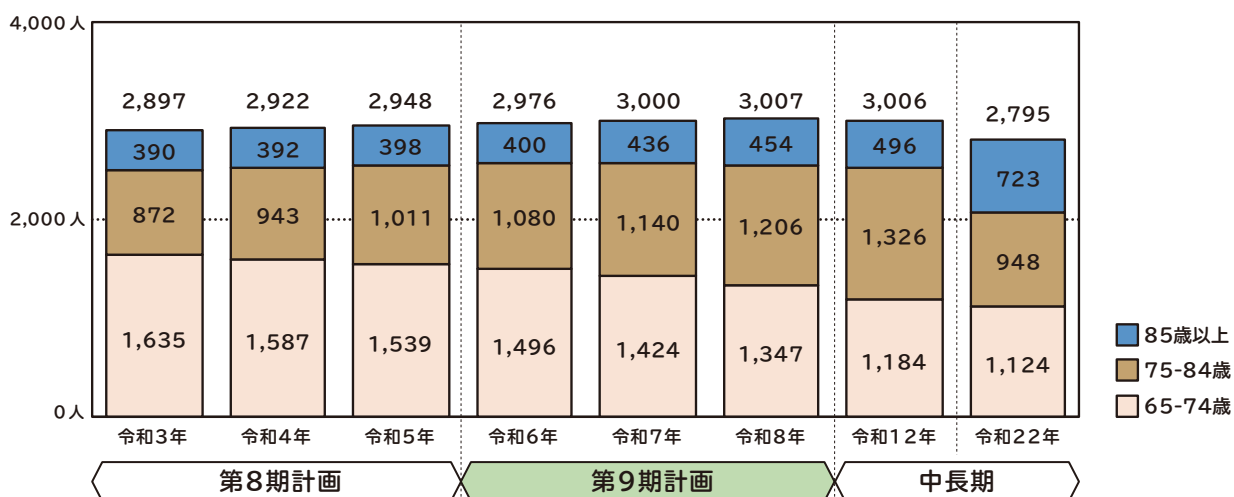
③ 今後の高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推計

本町の高齢者人口は年々増加しており、第9期計画最終年度の令和8年には3,007人、令和22年(2040年)には、2,795人になると推計されます。

また、高齢者人口の後期高齢者(75歳以上)が占める割合が年々高くなり、令和8年には55.2%、令和22年(2040年)には、59.8%になると推計されます。

■ 高齢者人口の推計

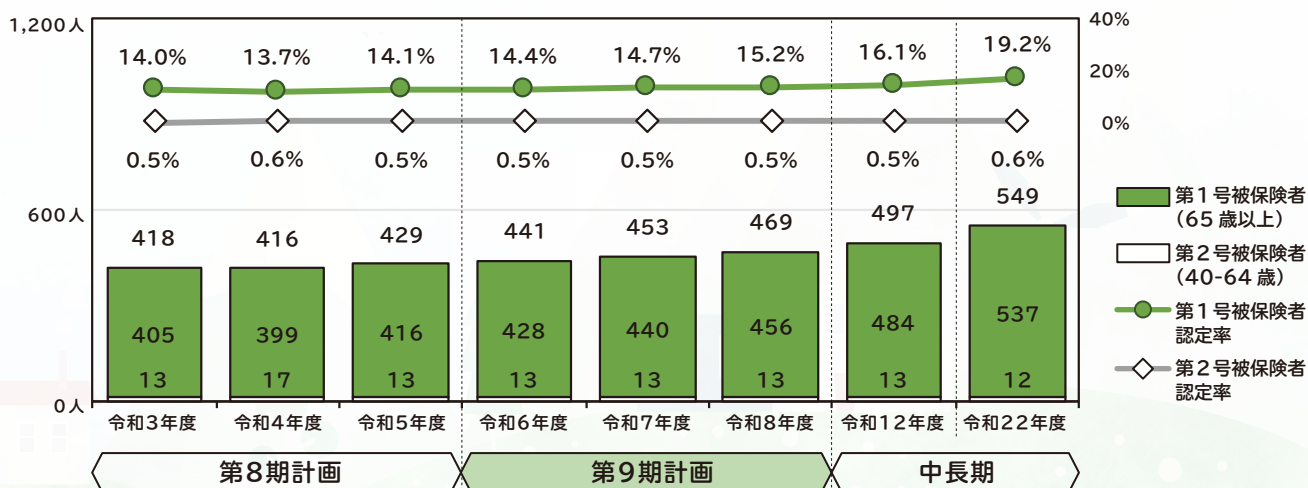


資料: 令和5年までは住民基本台帳(各年10月1日現在)、令和6以降、推計値

(2) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8年度には469人となることが見込まれます。令和12年度には497人、令和22年度には549人になると見込まれます。

■ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



資料: (実績)介護保険事業報告(各年9月末)、(推計)「見える化」システム

④ 計画の将来ビジョン

(1) 計画の基本理念

地域で支え合う 健康で安心して生活できるまちづくり

高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

(2) 基本目標

「基本理念」を実現するため、本計画では、次の3つの基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1 高齢者が安心して生活できるまちづくり

要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるように各種サービスの充実を図ります。

基本目標 2 健康で生きがいのある生活が送れるまちづくり

健康寿命の延伸と介護予防のため、自ら取り組むことができるよう支援するとともに、後期高齢者健診などの保健事業と連携した介護予防、重度化防止のための一体的な取組み「高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業」などにより、高齢者の健康づくりの推進に取り組んでいきます。

地域の実情を踏まえながら介護予防事業を展開していくとともに住民主体で身近な場所で行える介護予防教室の支援を促進します。

生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組みを促進していくとともに、身近な地域における「通いの場」など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

基本目標 3 地域で支え合い暮らしやすいまちづくり

今後、75歳以上の高齢者の急増が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

社会が変化し、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯が増える中、地域包括支援センターを中心とした、支援の入口となる相談機能を充実させるとともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障害分野、児童福祉分野など他分野との連携をより強化し支援していきます。

(3) 施策の体系



基本目標

基本施策

施策の展開

基本目標 1

高齢者が安心して生活できるまちづくり

基本目標 2

健康で生きがいのある生活が送れるまちづくり

基本目標 3

地域で支え合い暮らしやすいまちづくり

高齢者福祉計画

- 高齢者の自立支援と健康づくりの推進
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 地域で支え合う体制づくり
- 暮らしやすい生活環境の整備

地域支援事業の充実

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業
- 任意事業

介護保険事業計画

- 第1号被保険者数の推計
- 個別サービスに関する実績と今後の見込み

介護保険事業費の見込み

- 介護保険料の算出
- 介護保険料の算定

計画の推進

- 令和12(2030)年・令和22(2040)年の予測
- 推進体制の強化
- 計画の進行管理



高齢者福祉計画

1 高齢者の自立支援と健康づくりの推進

1 高齢者の生活支援サービス

- (1) 在宅福祉サービスセンター事業
- (2) あったかサービス事業
- (3) 在宅生活の継続支援(町独自事業)
- (4) 在宅生活の継続支援(社会福祉協議会事業)
- (5) 施設サービスの確保

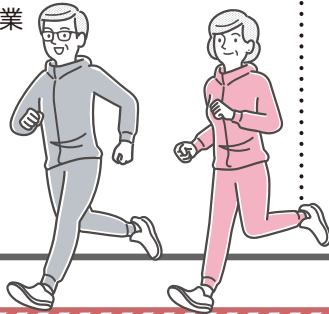
2 健康づくりの推進

- (1) 特定健診事業の推進
- (2) 特定保健指導事業の推進
- (3) 健康に関する啓発
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

2 高齢者の生きがい対策の推進

1 生涯学習活動の支援

- (1) ひばりヶ丘大学
- (2) 高齢者の活動拠点の維持・管理
- (3) 高齢者活動支援事業



2 スポーツ・交流活動の支援

- (1) 高齢者スポーツの促進
- (2) シニアクラブによる交流機会の充実
- (3) 小学校における交流事業

3 高齢者の就労支援

- (1) 一般社団法人五霞町シルバー人材センター事業の促進
- (2) 高齢者の就労情報の提供

3 地域で支え合う体制づくり

1 地域ケア体制の充実

- (1) 地域ケアシステム推進事業
- (2) ボランティア等の育成と活動支援

2 高齢者の見守り体制づくり

3 介護者への支援

4 暮らしやすい生活環境の整備

1 豊かに暮らせるまちづくり

- (1) 外出しやすいまちづくり
- (2) 暮らしやすいまちづくり

2 安全に暮らせるまちづくり

- (1) 安全なまちづくり
- (2) 高齢者の交通安全

3 災害に強いまちづくり

- (1) 災害時要援護者支援制度の推進
- (2) 防災体制の整備

4 感染症対策に係る体制整備

地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

- (1)訪問型サービス
- (2)通所型サービス
- (3)その他の生活支援サービス
- (4)介護予防ケアマネジメント

2 一般介護予防事業

- (1)介護予防把握事業
- (2)介護予防普及啓発事業
- (3)地域介護予防活動支援事業
- (4)一般介護予防事業評価事業
- (5)地域リハビリテーション活動支援事業

2 包括的支援事業

1 地域包括支援センターの運営

- (1)総合相談支援事業
- (2)権利擁護事業
- (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

2 在宅医療・介護連携の推進

- (1)地域の医療・福祉資源の把握
- (2)在宅医療・介護連携の課題抽出の対応協議
- (3)在宅医療・介護サービス等の情報共有支援
- (4)介護連携に関する相談の受付等
- (5)在宅医療・介護関係者の研修
- (6)地域住民への普及啓発
- (7)関係市町の連携

3 生活支援体制整備事業

- (1)生活支援コーディネーターの配置
- (2)協議体の開催

4 認知症対策事業

- (1)認知症初期集中支援事業
- (2)認知症地域支援・ケア向上事業
- (3)認知症サポーター養成講座

5 地域ケア会議の充実

- (1)地域ケア会議推進事業

3 任意事業

1 介護給付費の適正化

- (1)介護給付費適正化事業

2 その他の事業

- (1)成年後見制度利用支援事業



⑤ 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

本計画における、各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとします。所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額をもとに、以下の13段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者の人または老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の 合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.455 【0.285】	32,700円(2,730円) 【20,500円】 【(1,708円)】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得 金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 【0.485】	49,300円(4,110円) 【34,900円】 【(2,908円)】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得 金額」が120万円を超える人	基準額 ×0.69 【0.685】	49,600円(4,140円) 【49,300円】 【(4,108円)】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、 前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.9	64,800円 (5,400円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、 前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	72,000円 (6,000円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額 ×1.2	86,400円 (7,200円)
第7段階	本人が住民税課税で、 前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	93,600円 (7,800円)
第8段階	本人が住民税課税で、 前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	108,000円 (9,000円)
第9段階	本人が住民税課税で、 前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	122,400円 (10,200円)
第10段階	本人が住民税課税で、 前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	136,800円 (11,400円)
第11段階	本人が住民税課税で、 前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	151,200円 (12,600円)
第12段階	本人が住民税課税で、 前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	165,600円 (13,800円)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の人	基準額 ×2.4	172,800円 (14,400円)

※保険料は端数の調整を行い設定しています。 ※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料年額(月額)の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。
※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。
※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

第9期 五霞町高齢者福祉計画・介護保険事業計画《令和6年度～令和8年度》概要版

〔発行〕五霞町 〔編集〕五霞町役場健康福祉課 茨城県猿島郡五霞町小福田1162-1

電話 0280-84-1111(代表) FAX 0280-84-1478

ホームページ <https://www.town.goka.lg.jp/>